

## 【豊川市都市計画審議会運営細則】

(趣旨)

第1条 この細則は、豊川市都市計画審議会条例（昭和44年豊川市条例第25号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、条例第8条の規定に基づき、豊川市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 会長の選挙は、条例第3条第2項各号及び同条第3項に定める委員（以下「常任委員」という。）による無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 開票の立会人は、常任委員2人とし、当該委員相互の指名推薦による。

3 当選人を定めるに当たり得票数が同数のときは、前項の立会人のもと、くじで定める。

4 第1項の規定にかかわらず、常任委員に異議がないときは、指名推薦の方法を選挙とみなして当選人を定めることができる。

(会長の任期等)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。ただし、任期満了後当該委員が引き続き学識経験委員として委嘱された場合は、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

2 前項の規定は、条例第6条第3項に規定する職務代理者に準用する。

(会議の招集等)

第4条 会長は、会議を招集しようとするときは次の委員に対し、議案その他参考資料を添付し、並びに日時及び場所を示して、開会の日から起算して3日前までに文書をもって通知しなければならない。

(1) 常任委員

(2) 当該会議の議案の審議に係る臨時委員及び審議に必要となる専門委員

2 任期満了等により会長及び職務代理者がともに欠けたときは、前条第1項ただし書の場合を除き、市長が必要と認めたときに市長が会議を招集することができる。

3 前項の会議において、当初の議案は会長の選挙とし、会長が就任するまで

の議事は、第11条に規定する豊川市都市計画審議会事務局（以下「事務局」という。）の職員が行う。

（委員の代理）

第5条 条例第3条第3項に定める関係行政機関及び県の職員として委嘱された委員に事故があるときは、予め会長の許可を得て、当該委員の指名した職員が、その職務を代理することができる。

（会議の公開等）

第6条 会議は、公開する。ただし、会長が非公開とすることが適当と判断した場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会議を公開するに当たっては、開催日時、開催場所、議題等について、事前に公表するものとする。

3 会議の公開に伴う傍聴手続等は、「豊川市都市計画審議会会議傍聴要領」によるものとする。

（議案の説明者）

第7条 議長は、議案に関係ある市の職員又は市が必要と認めた者を会議に出席させ、議案につき説明させることができる。

（議決書の送付）

第8条 会長は、市長から付議された都市計画の案については、審議会の議決のあった日から7日以内に、議決書を市長に送付しなければならない。この場合において、付議された案件を否決したときは、否決した内容を記した理由書を添付しなければならない。

2 前項の議決書の送付は、市長から諮問された都市計画の案等他の議案について準用する。

（議事録）

第9条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 常任委員の現在数並びに議案に係る臨時委員の数並びに専門委員の数

(3) 会議に出席した常任委員、臨時委員及び専門委員の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領

2 議事録には、出席した常任委員のうちからその会議において議長が指名した議事録署名人2人及び議長がともに署名するものとする。

3 議事録は、これを公開する。ただし、第6条第1項ただし書により会議を非公開と決定した部分はこの限りでない。

(会長印)

第10条 審議会の議決事項等を発する文書に使用する印は、朱印とし、印名は、豊川市都市計画審議会議長印（以下「会長印」という。）とする。

2 会長印の管守者は、事務局の職員のうちから会長が定める。

3 会長印の形状、寸法、使用区分、管守者及び個数は、別表のとおりとする。

4 会長印を使用しようとするときは、原議を管守者に提示して承認を受けなければならない。

(事務局)

第11条 審議会に、審議会の事務を処理させるため、事務局を豊川市都市整備部都市計画課に置く。

(委任)

第12条 この細則に定めるもののほか審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この細則は、平成12年6月5日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年1月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年7月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年8月10日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

公印名	形状	寸法 (ミリメートル)	使用区分	管守者	個数
豊川市都市計 画審議会議長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">豊川市都市計 画審議会議長之 印</div> (書体てん書)	方22	豊川市都市計 画審議会議長名 をもってする 文書	都市計画 課長	1